

益田市中学校に係る部活動 活動方針 概要版

課 題	対応案	めざす姿
① 少子化に伴う教員数減による担当教員不足	<ul style="list-style-type: none"> ・複数顧問制の推進のために、部活動の見直し基準を教育委員会が設定し（例、3年連続で単独チーム編成ができない場合は見直しの対象とするなど）、学校は保護者・地域と協議する【P3】 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人材を生かしながらの生徒・保護者のニーズに応じた部活動の編成
② スポーツ障害、心身の疲労感等	<ul style="list-style-type: none"> ・学期中の休養日：週当たり2日以上（平日に少なくとも1日以上、かつ土曜日及び日曜日に少なくとも1日以上を休養日とする。） ・長期休業中の休養日：祝日、週休日、学校閉庁日は部活動を行わないことを原則とする。週2日以上を休養日とする。【P6】【P8】 ・練習時間は、平日は長くとも2時間程度まで、休日（長期休業中）は長くとも3時間程度までとする【P7】【P8】 ・朝練習は行わない。【P7】 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な休養を取りながら、リフレッシュした状態で部活動に取り組むとともに、疲労感のない状態で学校生活を送る生徒。 ・家庭学習をきちんと行い基本的な生活習慣が身についている生徒
③ 教員の時間外の指導	<ul style="list-style-type: none"> ・時期によるモジュール学習の導入、5時間授業、部活動のない日の7時間授業日の設定、秋期・冬期の7時間授業など年間授業時数の総合計を加味しながら教育課程の工夫等を行い、勤務時間外の部活動時間を縮小する。【P8】 ・各種スポーツ・文化団体と連携を取り、大会やコンクールの精選の依頼を教育委員会が行う。【P10】 ・朝練習は行わない【再掲】【P7】 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外の部活動指導時間を制限し、教材研究等の充実を図るとともにワーク・ライフ・バランスの取れた教職員 （県の目標：1か月の時間外、45時間以内。ワーク・ライフ・バランスの取れた教員90%以上）

<p>④ 指導教員の指導負担感</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会に「益田市部活動指導者バンク(仮称)」を設置するとともに、学校からの派遣要請相談窓口を設置する【P4】 【P10】 ・各種スポーツ・文化団体と連携を取り、通常の部活動練習メニュー等の講習会を開催。(学校は、これら研修等への参加に際して必要な配慮をする。)【P4】 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導教員の部活動スキル指導の負担感の軽減。 ・指導教員の通常の部活動練習における指導スキルの向上
<p>⑤ 家庭や地域ですごす時間の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第3日曜日(しまね家庭の日)には大会やコンクール等を行わないことの周知を各種スポーツ・文化団体に教育委員会が依頼する。【P10】 ・公民館や「つろうて子育て協議会」等との連携を図り、生徒の学校外での活動の促進を図る。「地域で暮らし活躍する人との、出会い・ふれあい・ともに活動すること」を通じ、より多くの子どもが「大人になった時の生き方の選択肢を広げていく」ことを目指す。【P7】 ・家庭・地域にメディアコントロールの啓発を推進し、家庭での過ごし方や余暇活動の充実を図る【P7】 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族との時間や地域貢献活動の時間の保証と充実感の向上 ・余暇活動の充実
<p>⑥ 勝利至上主義の風潮、保護者負担の増</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校の部活動に係る活動方針」及び「年間の活動計画」を作成し、周知する【P3】 ・特に大会参加については、各学校において再検討し、生徒・保護者の負担軽減のために3年間を目標に精査する。【P9】 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校の部活動に係る活動方針」及び「年間の活動計画」等に沿った適切な運営